

平成24年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和8年11月1日一部改正

障害福祉サービス利用申込及び情報提供に係る取扱要領

1 目的

障害福祉サービスの利用希望者（以下「利用希望者」という。）が、ニーズに沿ったサービス選択を適切かつ円滑に行えるように各障害福祉サービス事業所の利用及び待機の状況について情報提供を行う。

2 対象サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を対象とする。

介護給付：生活介護、施設入所支援

訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

3 利用希望者に関する事務の流れ

- （1）市町村は、障害福祉サービスの利用希望について申込があった場合は、本取扱いの趣旨を説明し、利用希望の事業所毎に利用申込連絡票（様式1）（以下「連絡票」という。）を作成の上、利用希望者に交付する。
- （2）利用希望者は、連絡票を示して希望する事業所に利用の申込を行う。
- （3）事業所は、利用希望者から連絡票の提示と事業所が自ら定める事業の利用申込があった場合は、その日を利用申込日として、写しを市町村に送付したうえ、利用申込受付名簿（様式2）を作成し管理する。利用希望者が利用待機となる場合及び正当な理由をもってサービス提供を拒む場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村へ連絡する。
また、利用希望者から事業所に直接、問い合わせや利用申込があった場合は、市町村へ申し込みに行くように連絡すること。
- （4）市町村は、利用希望者が自ら申し込んだ事業所のサービスが利用可能な場合はすみやかに支給決定の手続きを行う。利用希望者が複数の事業所に利用申込をしている場合で、重複して他の障害福祉サービスを利用しないことが明らかな場合は、利用しない見込みの事業所に連絡するものとする。また、事業所から利用待機となる旨連絡があった場合は、利用希望者に対し市町村の設置する協議会に諮る等必要な相談支援及び障害福祉サービス利用の調整を実施する。
- （5）事業所は、市町村及び利用希望者から利用待機順位についての問い合わせがあった場合には、誠実に対応するものとする。

4 利用及び待機状況の報告及び情報提供

- （1）事業所は、毎月10日までに当該月初日の利用及び待機状況について、障害福祉サービス利用・待機状況報告書（様式3）又は電子申請（以下「報告書等」という。）により管轄の県民局へ報告する。
- （2）県民局は、事業所から送付のあった報告書等を取りまとめ、すみやかに県福祉相談センター障害者相談課（身体障害者・知的障害者更生相談所、以下「更生相談所」という。）に送付する。
- （3）更生相談所は、情報を整理し保存するとともに、当該情報に基づきホームページ等により、広く情報提供する。

5 準用

県外からの利用希望者についても本要領による取り扱いを準用するものである。

6 その他

本要領は、平成19年6月1日より適用する。